

延岡市立方財小学校
いじめ防止基本方針

平成30年3月改訂

延岡市立方財小学校

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期にわたって重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって、いじめの防止等は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、重要な課題であるという認識のもと、徹底して取り組んでいくことが強く求められる。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、「宮崎県いじめ防止対策推進法」「延岡市いじめ防止推進法」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針「方財小学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

もくじ

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1	いじめの定義	1
2	いじめの理解	2
3	いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめへの対処	3
(4)	地域や家庭との連携	3
(5)	関係機関との連携	3

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1	いじめの防止等のための組織	3
2	いじめの防止等に関する措置	3
(1)	いじめの未然防止のための措置	3
(2)	いじめの早期発見のための措置	4
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネット上のいじめの対応	6
3	その他の留意事項	6
(1)	組織的な指導体制	6
(2)	校内研修の充実	6
(3)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	6
(4)	家庭や地域との連携について	6
(5)	関係機関との連携について	6
4	重大事態への対処	7

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	7
---	-------------------	---

【参考】	資料1 方財小学校いじめ防止プログラム	8
	資料2 方財小学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント	9
	資料3 いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン	13
	資料4 教室や家庭でのいじめのサイン	14
	資料5 いじめに対する措置	15

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員によることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる

- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」ということを十分認識

するとともに、いじめが生命又は身体に重大な危険を生じさせることも踏まえた適切な対応を目指していく。

- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめの問題は学校の在り方が問われる問題である。
- いじめの問題は学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- **いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への理解に努める。**
 - ・ どのような社会であっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという考えに立った指導を行う。
 - ・ いじめをはやし立てたり、傍観したり、ふざけ合ったりする行為もいじめる行為と同様に許されないという態度を育てる。
- **いじめを受けている児童の立場に立った親身の指導を行う。**
 - ・ 子どもの悩みを親身になって受け止め、児童の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて感知するよう努める。
- **いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題に対しては、校長のリーダーシップのもと、一体となった体制で臨む。**
 - ・ 全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、いじめの防止等に徹底して取り組む。
 - ・ 学校、家庭、地域、関係機関との連携を密にした取組を推進する。
- **本校からのいじめの一掃を目指す。**
 - ・ 「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動全体の在り方と密接に関わっており、全ての教職員が日々実践していく。

(1) いじめの防止

ア いじめの問題対応はいじめを起こさせないための未然防止の取組が重要であることを基盤に据え、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを指導していく。

イ 児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりに努める。

ウ いじめの取組の重要性について家庭への積極的な啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめへの迅速な対処の前提となるのがいじめの早期発見であると捉え、日常生活における児童の言動に十分留意するとともに、児童のささいな変化を見逃すことなく早期発見に努める。
- イ いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査や教育相談を効果的に活用し、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ウ 児童にいじめの兆候が見られないか、家庭との協力関係を密にし、ささいな兆候であっても早い段階から関わりをもつ体制を整える。

(3) いじめへの対処

- ア いじめがあることが確認されたときは、問題を軽視することなく、いじめを受けた児童の苦痛を取り除くことを最優先させ、いじめたとされる児童に事情を確認した上で適切に指導を行うなど、組織的な対応を行う。
- イ いじめに対する事実確認を慎重かつ丁寧に行い、家庭との協力を得て迅速な対応に努める。
- ウ いじめの解決に向け、学年及び学校全体で組織的かつ継続的な対応ができる体制を整える。

(4) 地域や家庭との連携

- ア いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われることも考えられることから、児童の情報を共有し地域や家庭を連携したいじめの防止を積極的に進める。
- イ いじめ等に関する情報等、学校に相談しやすい体制を整える。

(5) 関係機関との連携

- ア いじめの問題への対応において、学校における教育的な指導による効果が困難と判断される場合は、教育委員会及び関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図る。
- イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの関係機関との連携を図ったり、法務局延岡支局、延岡市青少年育成センター、延岡市オアシス教室等、学校以外の相談窓口と連携したりしていく。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

- いじめの防止等を実効的に行うため、「育みの会（いじめ・不登校対策委員会）」を設置する。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他

※ 協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める

【実施】

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認、対応方針決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための措置

- ア 児童が主体となった活動
 - (ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を設ける。
 - 運営委員会を中心とした「あいさつ運動」の実施

- 助け合いの気持ちを育む募金活動の実施
- ボランティア活動の推進
- (イ) 全校的な取組として仲間づくりの意識をもたせる。
 - 代表委員会による全校的なスローガンの作成
 - 昼休み時間を活用した全校遊びの時間の設定

イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努める。
 - 児童との関わりを大切にした学級経営の展開
 - 一人一人が大切にされ信頼関係のある雰囲気構築
- (イ) 児童に達成感や充実感を味わわせ、自己有用感を育む授業づくりに努める。
 - 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
- (ウ) 豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築するとともに、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育む道徳教育、人権・同和教育の充実に努める。
 - 全ての教育活動を通じた道徳教育の実施並びに人権・同和教育の充実
- (エ) 児童の自治的な能力や自主的な態度を育て、望ましい人間関係を築くために話し合い活動等を取り入れた活動を積極的に進める。
 - 特別活動、道徳科の充実
 - 生徒指導の3つの機能(自己存在感、自己決定、共感的人間関係)を取り入れた教育活動の推進
- (オ) 定期的なアンケート、教育相談週間を設け、児童に寄り添った相談体制づくりに努める。
 - 悩み相談アンケートの実施(毎月1回 但し8月は除く)
 - 教育相談週間、一斉教育相談日の設定
- (カ) いじめの防止推進のため、家庭・地域との連携推進に努める。
 - P T A総会等での学校からの方針説明
 - 学級、学年、学校からの通信を活用したいじめの防止の啓発
 - 学校公開の実施

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを教職員及び保護者で共有する。
 - 児童の発する具体的なサインの作成と共有
- イ 教育相談を定期的実施し、児童が相談しやすい雰囲気づくりに努める。
 - 教育相談週間、一斉教育相談日の設定
 - いじめの相談窓口の周知(市青少年育成センター、オアシス教室等)
- ウ 全ての児童を対象にした定期的なアンケートを実施し、いじめの事実の早期発見に努める。
 - 悩み相談アンケートの実施
- エ 育みの会において、いじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、全職員での共有を図る。
 - 職員会議での情報の共有
 - 過去のいじめ事例の整理及び進級時の確実な引継ぎ

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場でいじめの行為を止めさせる。
 - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
 - いじめの事実について、生徒指導主事及び管理職へ速やかに連絡する。
- イ 情報の共有
 - 情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合に育みの会の関係職員へ報告し、情報の共有を図る。

ウ 事実関係についての確認

- 速やかに育みの会を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童の聴き取りに当たっては、原則として関係職員を中心に生徒指導主事及び育みの会の職員があたる。ただし、児童が話をしやすい職員があたることもある。
- 必要な場合には、児童へのアンケートを行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する可能性があることをあらかじめ念頭において行う。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び関係機関等への相談を行う。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適切な情報の共有を図る。
- 事実関係が把握された時点で、育みの会において、指導及び支援の方針を決定する。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して行う。

オ いじめ解消の定義

- いじめに係る行為が少なくとも3か月以上続いている。
- 心身の苦痛を感じていないかどうか面談等によって本人、保護者に確認する。

いじめられた児童とその保護者への支

援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の精神的・肉体的苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全職員で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- 安全・安心を確保する
- 心のケアを図る
- 今後の対策について、共に考える
- 温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめの事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は組織的に対応していくという姿勢を伝え、安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く
- 苦痛に対しての理解を示す
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支

援

【いじめた児童への支援】

いじめはいかなる場合でも決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く継続的に行う。

- いじめの事実を確認する
- いじめの背景や要因の理解に努める
- いじめられた児童の苦痛に気づかせる
- これからの行動について共に考える

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧な説明を行う。

- 児童や保護者の心情に配慮する
- いじめた児童の今後の成長につながるような指導を行っていくこと、そのためには保護者の協力が必要であることへの理解を得る
- 児童の言動で気がついたこと、気になることがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

関係調整が必要になる場合には中立、公平性を大切にして対応する

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- 教育委員会や関係機関と連携し解決に当たる

いじめが起きた集団への働きかけ

け

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする児童に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育てていく。

- 勇気をもって「いじめは許されない」と言えるような児童の育成に努める
- 自分の問題として考えさせる
- 自己有用感が味わえる学級づくりに努める

カ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行う。

キ 継続指導・経過観察

- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(4) ネット上のいじめの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
- 各教科等において情報モラル教育の充実を図る。
- 携帯電話、インターネット利用に関する職員研修を実施する。

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめが確認されたら、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、育みの会による対策会議を開き、指導方針を確認し、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

いじめ・不登校対策にかかわる校内研修を実施し、全職員での共通理解・共通実践に努める。

また、いじめ・不登校に対するスキルや指導方法のあり方など具体的な事例研究を計画的に実施していく。

(3) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

学校におけるいじめの実態把握の取組状況等を点検するとともに、県教育委員会が作成している「いじめ問題への取組に関するチェックシート」等の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

(4) 家庭や地域との連携について

多様な方向から児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校評議員、地域の関係機関の協力を得ながら、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(5) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、積極的な情報交換を図りながら、一体的な対応を進めていく。

ア 教育委員会との連携

- 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

イ 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為が認められる場合

ウ 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童の生活、環境の状況把握
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

エ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめの事案が次の状況にある場合は、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとする。

ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童が自殺を企画した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 高額な金品を奪い取られた場合など

イ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明を行う。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、市の動向を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、定期的な改善や見直しに努める。